

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年11月9日（水）16:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、御案内していた時刻になりましたので、ただいまから11月9日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

経産省の原子力小委員会が昨日開かれまして、原発の運転期間の見直しが議論されまして、審査対応などで停止した期間は運転期間から除外するとの案が示されました。

改めて委員長のこの運転期間に関する考えをお聞かせください。

○山中委員長 運転期間について、資源エネルギー庁で検討が開始されて、具体的な案が3案提案されたというのは承知しておりますし、我々規制委員会としては、運転期間がどうあるかということについては意見を申し述べる立場にはございませんけれども、少なくとも我々の規制はいわゆるカレンダー、暦年で評価をしていくということはもう先週の委員会で、委員の間で共通認識になっているというふうに思っておりますし、むしろその運転期間そのものよりは、今後、その運転期間をどこの法律でどういうふうにするのかということには興味はございますけれども、期間そのものについて委員長として何か興味があるかという、そこについては意見は何か申し上げる立場にはないというこれまでどおりの見解です。

○記者 運転期間を除外すると規制がいびつになるというふうに弊社のインタビューに対して委員長おっしゃっていましたが、今もその辺はお考えは変わりないでしょうか。

○山中委員長 規制をかけていく期間の取り方として、運転が止まっている期間を取り除くとなると非常に設計がやりにくくなるというのは事実で、もうカレンダーどおりやらせていただくというのが規制としては非常にスムーズな規制ができますし、当然その40年なり、50年なり、あるいは30年なりという暦年で、その状態での原子力発電所の状態をきちんと見ていくということが、安全規制上は重要なのではないかなというふうに私考えますし、委員の先生方もそのような方向で認識をいただいているというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問、ヨシダさんどうぞ。

○記者 すみません。毎日新聞のヨシダです。よろしくお願いします。

私も運転期間延長に関してなんですけれども、経産省の示した案では、その40年目にその脱炭素への貢献や自主的な安全向上への取組などの要件をクリアした原発に延長認定するという制度なんですけれども、その規制側の認可とその利用者側の認定が混在するような状況になると思います。

外から見るとちょっとわかりにくいんじゃないかという意見が昨日の小委員会の委員の中からも出ていたんですけれども、それに関して委員長の所感をお願いします。

○山中委員長 利用推進側がどのような規制をかけてこられるかということについては意見を述べる立場にはございませんので、我々はいわゆる安全規制がどういう形で実施することができるかというところをきちんと考えて制度設計をしていくという、そこに尽きると思います。

○記者 あと3案の中で、有力視されているその運転の停止期間分だけその運転期間を延長する案について、その他律的な要素による停止期間を除外するというふうなことで、その例として、その新規制基準の審査の準備期間とか、その裁判所の仮処分命令など、そういったものが例として挙げられていたんですけれども、新規制基準のその審査や準備期間をその他律的な要因とすることについて、委員長はどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 繰り返しになりますけれども、利用政策側が考えられる運転期間について何か私どもが意見を申し上げる立場にないということで変わりはありませんし、安全規制がどういう期間でどういうカレンダーで実施されるかということが重要、我々にとっては重要だと思っています。

つまり、いつから開始されてどれぐらいの間で認可制度が実施されるかというところ、そこをきっちり決めていかないといけない。恐らくそれは来週の委員会で、きちんと議論をして、結論を得ることになろうかと思えますけれども。

基本的には30年で開始して、最大10年ごとの期間で運転延長の申請をいただいて、審査をするという、この前の先週の議論に尽きるかなというふうに思っております。

○記者 ただそうすると、この他律的な要件にそれを入れることで、審査への対応が素早く、その新規制基準への対応がしやすかった原発ほどカレンダーイヤーで見たときに、運転期間の運転可能期間が短くなって、その対応がまずくて時間のかかった原発ほど、

その運転期間がカレンダーイヤーで見ると長くなるという何か変なことになるような感じがするんですけども。

そうすると、その審査への影響とかも考えられるのではないかと、あるいはその審査を早めようとする事業者側のインセンティブが損なわれる可能性があるのではないかとと思われるんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 暦年でやる以上、50年、40年、30年でももちろんその申請が行われて審査をするという形になりますので、50年だろうが30年だろうが、基準を満たしていれば当然合格になるはずですから、年齢に関係なく基準を満たしているかどうかというところが大事なかなという、我々の規制上ですけど。

○記者 ただそうすると、運転期間そのもの、昨日経産省が示した3案だと、今までの制度だと、その運転期間が実質的に短くなって、審査が伸びれば伸びるほど運転期間が実質的に短くなるというふうな、その不利益を事業者側が被る可能性があるので、できるだけ早く審査しようというふうなインセンティブが働くと思うんですけども、その実質的な運転期間、その分後ろに伸びるということになれば、その審査に対する、できるだけ早くしようというインセンティブが働きにくくなるんじゃないかなという懸念はないでしょうか。

○山中委員長 基本的に運転していると劣化する性質もあれば、運転していなくても劣化が進む性質もありますので、必ずしもその運転を止めていたほうが、いわゆる認可が通りやすいかどうかというのは、これはもう本当にその固有の炉の使われ方次第かなというふうに思いますので。止めているほうが得になったり、運転しているほうが得になったりというのは、これは本当に規制側としては本当に出てきたものを判定するということに尽きますので、それはその炉次第かなというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問いかがでしょうか。マサノさんお願いします。

○記者 ありがとうございます。フリーのマサノです。

委員長、10月12日の会見で、老朽原発の安全確認で一番ハードルが高いものということで三つ挙げられておられます。圧力容器、ケーブル、コンクリートで、今度その注視して見ていきたいところということで聞かれて、11月2日には、その三つに加えて、配管と電気部品ということもおっしゃられています。

配管についてなんですけれども、一つの原発で、延長距離が120キロ、数にして5万本あると伺っているんですけれども、今現在だと、40年の延長の議論のときに、どれぐらいの確認を行っているのか、それで今後厳しくなりますと、30年、そして10年ごとで厳しくなるといったときは、これは一体何kmを何万本分確認するという規則に、法令になるのでしょうか。

- 山中委員長 詳細な議論というのは、多分これから設計をしていかないといけないところだと思います。まず大枠を決めないといけないということで、いわゆる開始年齢と、いわゆる開始暦年と、どれぐらいの間で延長認可申請を出していただくかという、それをまず議論をしようと、どういう性質をどれぐらい見ていかないといけないのかということで、一つ配管もあろうかと思います。

ただ、これまでの特別検査でも、全配管を見ているわけではございませんで、特に重要な、例えば熱劣化をするような部位を見るとか、そういうところを注視して見ていますので、これからもそこは余り変わらないかなという、それ全長全部見るわけではなくて。

- 記者 恐らくそうだと思うんですけれども、そうすると、その燃料棒の制御から冷却、発電まで部品全部足すと合計1000万点あるということが言われてますけど、その認識で間違いないかというちょっと確認をさせていただきたいのと、だからこそ、国会審議で、2012年6月のときには、この巨大システム全体で見たときに、40年と区切るということは、全く科学的な根拠がないということではないというふうに、当時の担当大臣、環境大臣が答えているんですけれども、この辺についての御認識も併せてお願いいたします。

- 山中委員長 部品点数については、改めてちょっと事務方から、本当に詳しい点数を御確認いただければと思います。

運転期間についての認識でございますけれども、少なくとも運転期間を原子力発電所全体について一義的に決めるということは、科学的、技術的には困難であるという認識でございます。

これは、原子力規制委員会全体でもそういう認識で間違いないかと思います。

- 記者 困難であるからこそ、巨大システムですから、40年というところで区切るということが事故の防止のために必要ではないかというのが立法政策だった国会で議論されたものということなんですけれども、それを覆すような事実が何かあったのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、原子力規制委員会でこれまで議論されてきたことの一つとして、運転期間をどう考えるかということなんですけども、運転期間については利用政策側がお考えいただくことであって、我々規制委員会が何か意見を申し上げる立場にはないという、これはもう2年前に委員会で出た結論でございます。

少なくとも運転延長認可制度の二つのその定めについての運転期間については、利用政策側が御判断いただくことである、そういう結論で我々は、これまでの判断をしてきております。

○記者 最後にしますが、高浜原発の具体例で最後に聞かせてください。

40年から60年の延長の認可申請の際に、実は一番心配である圧力容器の中性子脆化を確認するための試験片が母材と溶接金属とあって、それが交互にしか確認されておらず、最終的に4回目の延長のときの申請では、母材ではなく、溶接金属だけのチェックであったということが裁判を通して判明し、なぜそうしない、全部を一々母体、原子炉容器母体の材料を確認しないのだということでも聞いたところ、法令にないからだということ。そして人材がそんなにいないので、審査の妨げになるという旨の回答が、規制庁のほうからあったと、こういった御報告は受けておられるでしょうか。

そして、法令になかったということが、元データも確認してなかったということが分かったんですが、法令になかったということが、そういった杜撰な審査の延長認可の審査の実態であるとするならば、今後はそれを法令に入れる必要があると思うのですが、そのことも併せてすみません、最後をお願いします。

○山中委員長 事実確認については、改めて事務方に確認をいただければというふうに思いますけれども。

○記者 委員長のほうで確認をしていただければと。

○山中委員長 分かりました。私のほうで確認をいたします。

推測ではございますけれども、いわゆるその一番厳しい部位について試験をして合格だからいいという判断を、恐らくしたんだろうと推測はいたしますけども、事実確認させていただきます。

○記者 お願いします。

○司会 他に御質問ありますか。ヨコタさん。

○記者 フリーの記者のヨコタですけども、今の運転期間の延長について、経産省から運転期間を延長しようとしている側からはヒアリングされたんですが、そうするべきでは

ないという原発推進とはちょっと距離を置いた専門家有識者から意見を聞く予定はないのでしょうか。

そうしないとバランスを欠いて、福島原発事故を受けてこういう規制を決めたことを守るべきだという考えの専門家もいると思うんですけど、そういう方から、意見を聞く予定はないのでしょうか。

○山中委員長 繰り返しになりますけれども、運転延長認可制度については、原子炉等規制法の条文の中で、運転期間と高経年化した原子炉の安全規制の定めとこれ二つがセットになって定められています。

したがって、高経年化した原子力発電所の安全規制を厳正に進めていくというのが我々の務めでありますので、運転期間については我々何か意見を申す立場にはないという、そういう見解は2年前に確認をして、そこから変わっておりませんので、この点について影響を受けるかどうかという点について、資源エネルギー庁から方針を伺ったというのがまず10月5日の委員会でございます。

したがって、利用政策側でどういう議論がされるかということについては、利用政策側で様々な意見を聞いて、お考えいただければいい話であって、私ども原子力規制委員会は、少なくとも厳正な規制ができる制度設計をする、そのための今準備をしているというところでございます。

○記者 いや全然質問にお答えになってないと思うんですが、なんで経産省側からだけ聞いて、そうじゃない立場の側から聞かなかったのかという質問をしたんですが。

○山中委員長 もちろんその利用政策に推進もあり、反対もありというのは承知しておりますけれども、我々はいわゆる高経年化した原子力発電所のいわゆる安全規制をする部分についてきちんと考えていく必要があるので、方針について伺っただけで、少なくともその何か推進側の意見を伺ったという認識ではございません。

○記者 あと、これは運転期間を延長するという事は、明らかに原発事故のリスクを増やす方向に行くことだというのは間違いないと思うんですが、これをなぜ今この時期にやらないといけないのかと、更田委員長から交代したときに、理系出身でもない委員長に変わったところを見計らって、原子力推進側が仕掛け提案してきたとしか見えないんですが、この点はいかがでしょうか。

○山中委員長 繰り返しになりますけれども、運転期間の延長認可制度については、運転期間の定めと高経年化した原子炉の安全規制の定めと、これ二本でセットになっているというのが、いわゆる原子炉等規制法の条文の構造でございます。

したがって、運転期間については、我々意見を述べる立場にはないので、そこが抜け落ちてしまうと安全規制に緩みが出てしまっては困るので、そういう制度設計を至急する必要があったということで、このタイミングになったということでございます。

これはたまたまそういうタイミングになったということで。一つだけ訂正させていただくと、私は理系出身ですので。

○記者 すみません。明らかにリスクが大きくなると、増すということについてはどうお考えなんでしょうか。

○山中委員長 いわゆる高経年化した原子炉の安全規制が緩むことがないように制度設計を今準備しているところで、この点については特に今の制度設計で心配はしておりませんし、今後委員の間で議論をして、来週の委員会で恐らく決定することになるかと思えますけれども。

○記者 経産省が運転期間の除外を含めて提案しようとしていることに対して、危機感、問題意識は持たれてないんでしょうか。

運転期間でも劣化するというのは、もう科学の常識じゃないですか。この規制委員会の中でも共通認識になっていたはずなのに、それに反する動きを経産省が今しようとしていると、これに対して勧告等ですね、ブレーキをかける役割をするのが規制委員会じゃないかというふうに見えるんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○山中委員長 まず、その利用政策というのは、進める利用政策もあれば、原子力発電を進めない政策もありますので、そこに我々が何か意見を申すというのは我々の独立性に反すると思いますので、そこについては何か意見を申し上げるつもりはございません。

ただ高経年化した原子力発電所の安全規制については緩みのないよう、ある基準を設けてきちんとその基準を満たすようになった原子力発電所だけに認可を与えるというのが我々の務めであるというふうに考えておりますので、そこについては何の迷いもございません。

○記者 はい。どうもありがとうございます。

○司会 他に御質問ありますでしょうか。エンドウさん。

○記者 今の件と関連して、共同のエンドウです。

今の件と関連して、先ほど、委員長いつもおっしゃっていることですが、厳正な規制ができる制度設計をする準備をしているという話をいただきました。

昨日の内容は把握されてらっしゃると思いますけども、昨日のその2案について、カレンダーイヤーで数えて60年超の運転が可能になっても、厳正な規制、要はその規制に影響が出るようなことはない制度設計ができるということなんでしょうか。改めてお願いします。

○山中委員長 少なくとも、30年にそういう認可制度を開始して、最大10年おきに申請をしていただいて、審査をするという、そういう制度設計をしておりますので、少なくとも基準については今までの基準を緩めることはございませんし、その基準の中に入っていれば、少なくとも材料の物理的な性質については基準を満たしているということになろうかと思います。これまでどおりのいわゆる評価ができるかなど。加えて、設計の古さも審査の対象にしていこうという、そういう考えでありますので、厳正な規制については緩むことはないというふうに思います。

○記者 要は、お伺いしたいのは、今先週委員会で示されたたたき台だと思いますけども、案で、要は大きなベクトルとして、変更なしで対応できるという考えでしょうか。

○山中委員長 詳細についてでしょうか。いわゆる。

○記者 いえいえ。要は、昨日の原子力小委員会で示された案を受けて、何か変更したりとかしないで、今のその検討内容を前に進めるような格好でいくことが十分対応できるということか。

○山中委員長 十分対応できると考えています。

来週の委員会で委員の間で議論して、最終的に決定することになろうかと思いますが、少なくとも現時点で私自身は特段この前出てきた案を変更する必要は感じておりません。

○記者 その運転期間に関することは、エネ庁ということで十分把握した上でなんですけども、これ、場合によっては運転期間停止をすると、要は事業者のほうから見ても、一般の方から見ても、ダブルスタンダードとなってしまう、非常に分かりにくい状況になるのかなと思うんですが、その点はどうお考えですか。

○山中委員長 その年の数え方が、その利用推進側と我々が変わってくるという、その可能性はあるかなとは思いますが。

ただ規制側としては、やはりカレンダー以外の規制というのは考えづらいので、基本的にそれは変えるつもりはございません。

○記者 それは逆に足並みをそろえる部分で例えばエネ庁側に、やめるよう検討をしてくださいとか、そういうことはないということですか。

○山中委員長 利用政策側に何か意見を申し上げる立場にはないので、そこについては利用政策側でお考えいただければというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。マサノさん手を挙げていらっしゃるんですが、ほかに1回目の御質問の方はいらっしゃいませんか。

マスイさんお願いします。

○記者 東京新聞のマスイです。よろしくお願いします。

運転期間延長のことで、これまで最大60年だったのが、60年を超えるようになると、設計の目安40年で原子炉の中に置いていた試験片が足りるのかどうかという問題があると思うのですが、この件についてはどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 この試験片の数については、再生試験片というものを使うということが既に国のプロジェクト等で確認をされておりますので、少なくとも試験片の数が足りなくなるというのは現時点では考えておりません。

○記者 再生試験片というのは、1回取り出したものをまた戻して使うということなのでしょうか。

○山中委員長 そのとおりです。

○記者 それは同じ大きさ、細かくして一部戻すとか、どういうことなのでしょうか。

○山中委員長 いわゆる試験によって影響を受けていない部分を、いわゆる試験する部分、技術的な表現になりますけども、ノッチをつける部分ですね。衝撃を加えるときに破壊をさせる部分を、今まで影響なかった部分を中心に置いて、その周りに別の試験片を溶接してくっつけるという、そういう再生試験と呼ばれる試験片を作って再度原子炉の中に入れると。

したがって40年を超えて、仮にそのもともとのサンプルがなくなっても、そういう試験片を入れれば再度長い時間の試験ができるという。そういうことです。

○記者 沸騰水型と加圧水型で原子炉容器の大きさが違って、大まかに言えばその加圧水型のほうが照射量が多くなるということなのでしょうか。

○山中委員長 基本的にそのとおりです。

○記者 分かりました。

もう一つ高経年炉のことでお伺いしたいのですが、昨日経産省が運転期間から停止期間を除外するという案と、上限自体を撤廃するという二つの案を示しましたけれども、例えば10年延長する場合に、止まっていた分を延長するのか、止まっていたとか関係なく延長するのかで、規制委員会が何か見るべきところが変わってくるんじゃないかと思うのですがその辺はどうでしょうか。

○山中委員長 それは全く影響されないと思います。少なくとも、カレンダーイヤーごと

に我々は申請を受けて、データそのものを審査をしていくこととなりますので、少なくともその部分についてはどういう運転期間の設定になろうとも、その審査に何か影響が出るというふうには考えません。

○記者 いずれの案にしても、停止している間でも劣化が進む部分がコンクリート構造物の中性化とか塩分浸透とか機械振動というふうに2年前の見解を示されていましたが、いずれの案でもその部分は、特に注視して見るということになるのでしょうか。

○山中委員長 少なくともカレンダーイヤーごとに取り上げた物理的性質、あるいは設計の古さについてきちんと審査をしていくということでもありますので、当然その止まっている期間の劣化が進んでいけば、当然その性質をきちんと見るということになりますし、進んでいないものについては進んでいないように判定が出るということなので、特に何か止まっていようが動いていようが、我々はカレンダーイヤーごとに審査をしていくということなので、全く我々の規制に影響が出るとは思っていません。

○記者 昨日の原子力小委員会では、その停止期間の条件というものが示されて、裁判所の命令で止まっているときとか、規制委員会の審査で止まっているときとか例が示されたのですけれども。ちょっと言っている途中で忘れてしまったので、別の質問にちょっと移ります。すみません。

ちょっと話は変わりました革新炉というものも今政府が検討していますけれども。この100万kW級で大型の革新軽水炉というものは全く新しいものなのか、従来の延長改良型なのか。どういうふうに委員長は見ているのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも学会発表等の資料を拝見して、その100万kW級の原子炉というのは既存の軽水炉の延長上にある炉であるというふうな認識でおります。

○記者 そうすると規制基準を作るとか審査するというのもよりスムーズに進むということになるのでしょうか。

○山中委員長 これ以前にもお答えをさせていただいておりますけど、既存炉の延長上にある炉であれば、一、二年で規制基準が作れるのではないかという、そういう予測は述べさせていただきまし、現時点でもその見解は変わっておりません。

○記者 その一、二年で規制基準というのは新たに追加したコアキャッチャーとかそういう安全機能の部分と全体のバランスみたいな、そういうのを見るのに一、二年ということなのでしょうか。

○山中委員長 既存の延長上にある炉に対して、どういう基準をつくったらいいのかということ議論して、基準づくりをするのに一、二年かかるでしょうということです。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。ヤマノウチさん。

○記者 電気新聞のヤマノウチです。本日の定例会で、炉安審（原子炉安全専門審査会）・燃安審（核燃料安全専門審査会）と意見交換がありました。安全性向上評価制度の改善

が話題になったのですが、今の制度に対して委員長はどのような課題を持っていると思いますか。

○山中委員長 事業者に対して安全向上評価報告書というものを、定期検査ごとに提出をいただいているのですが、実際それを見てみると、ファイルにするとこれぐらいの量があるんですね。実際中身として、本当に自主的な安全向上に役に立っている部分がどれぐらいあるのだろうかということをきちんとやはり吟味する必要がありますし、検査制度との兼ね合いも十分議論する必要があるかなと。

特に設計図書についての部分というのはかなり多うございますので、これについては、検査制度でもやはり同じような項目を見ていっておりますし、また本当に重要な現状評価とリスク評価ですとか、あるいは新知見の取り入れとか新しい技術の取り入れというような、そういう部分というのを本当はきちんと評価をしないといけないですし、どういうふうに使っていくのかということについて炉安審・燃安審できちんと議論をして、できるだけ短期で我々規制委員会が改善できる点と、中期的に見て改善できる点を具体的に提案をしていただくというお願いを今日させていただきました。

○記者 それともう1点あるのですが、先週内閣府の原子力総合防災訓練に参加されたと思います。総括と浮かんだ課題をお願いします。

○山中委員長 まず事故シナリオの設定というのは、かなりやはり今難しくなってきたのだろうなというふうな感想を持ちました。つまり、オンサイトの防災訓練とオフサイトの防災訓練を同時に今実施しているわけですが、その辺りやはりシナリオ設定というのがなかなか難しくなってきたのかなという、そういう感想を持ちました。つまり、どうしても住民の避難というのを訓練でやっていただく必要があるのですが、原子炉の状態というのを無理やり住民の方に避難をしていただくような状態をつくらないといけない、そういうシナリオの設定を今しているのですが、そういうオンサイトとオフサイトの訓練のありようというのはこれからまた考えていく必要があるかなというふうに思いました。

ただ全体を通して何か非常に大きな問題があったかということ、そうは思っておりませんが、そういう事故シナリオ等のありようをこれから見直していく必要があるのかな、あるいは訓練のオフサイトとオンサイトの在り方についてももう少し考えていく必要があるのかなという、そういう感想を持ちました。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。それではマサノさんで終わりとしたいと思います。

少々お待ちください。2回目の方、片手を挙げていただいている方がいますか。

それではマサノさん、それからマスイさん、ヨコタさんで終わりにします。

○記者 ありがとうございます。フリーのマサノです。

先ほどの委員長がおっしゃられたことの確認なのですけれども、運転期間延長について、カレンダーイヤーで30年、そして10年ごとということでおっしゃられている、その意味は昨日原子力小委員会に経産省が出したその選択肢にかかわらず、その方針だということなのでしょうか。

○山中委員長 はい。

○記者 つまり、その維持と上限をなくす、一部除外するものが出てくるという、どの選択肢になろうともカレンダーイヤーでやると。

○山中委員長 そうです。

○記者 分かりました。それについてはちょっとまたいずれ聞きたいと思うのですが、それに関連してなのですけれども、ヨコタ記者の質問に対して、今は方針についてだから経産省からだけ意見を聞きましたと、話を聞きましたとおっしゃいましたけれども、今後は電力会社からも聞きましょうということを委員会の中でお話をされていたと思います。そうすると老朽原発がさらに稼働延長となると、住民にとっては不安が高まりますので、やはりバランス取るためには不安視する住民あるいは自治体からも意見を聞くべきだと思いますが、どうでしょうか。米国の規制委員会では、やはり必ずバランスを取るのですよね。だから日本はまだそこが取り入れられていないと思うので、その点いかがでしょうか。

○山中委員長 その点については改善はしていきたいと思えますし、米国は一つ参考になるかなと思います。

ただ今回については、出てきました原案については、皆様から広く御意見は頂戴する、パブリックコメントは実施する予定にしておりますので、そこについては様々な御意見をいただいて改正する点は改正をしていきたいというふうに思っております。

○記者 西村経済産業大臣も、今日の衆議院経済産業委員会の方でパブリックコメントをすると明言されたのですけれども、やはり審査側ですね。認定するための30年、10年ごとの認定のやり方を本当に複雑で、難しい制度になると思いますので、パブコメではなく、やはり対面でも、もし電力会社から対面で話を聞くのであれば、やはり批判的な市民団体、力をつけている市民団体、住民、自治体などからも話をきちんと対面で話を聞くべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○山中委員長 少なくとも利用政策に関することについては、当然お進めになられる推進側と。

○記者 いえ、ごめんなさい利用政策については、ではなく、これから。

○司会 発言中ですのでお控えください。

○記者 これから方針決めていく、細かな認定の、規制庁が決めることに対しての意見という意味です、ごめんなさい。

○山中委員長 利用政策についてはこれ反対・推進両方あるというのは承知しておりますし、そこについては我々、何か意見を申し上げる立場にはございません。

ただ、我々の制度設計について今回はパブリックコメントをさせていただいて御意見を伺うという、そういう方針でございます。

○司会 続きますしてマスイさんお願いします。

○記者 東京新聞のマスイです。

さっき質問しかけてちょっと忘れてたの思い出したのでちょっとお伺いしたいのですが、昨日の原子力小委員会で、停止期間の条件の説明があった後に、委員からは利用側と規制側でどのような条件なら運転できなくなるのか、合意すべきだというふうな意見が出ました、利用側の安全に対する姿勢が問われている。規制庁との折衝が重要だというふうに委員の方は指摘していたのですけれども。この件に関してはどのように思われますでしょうか。

○山中委員長 我々原子力発電所の規制をする立場としては、高経年化した原子炉に対する安全規制を緩めないようにするという、そういう制度設計をこれからしていく。きちんと細かなルールも決めていくというのが我々の姿勢ですし、そこで利用推進側と何かお話しをするという、そういうつもりはございません。

○記者 GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議の指示で、年末までに骨子を決めるということですが、それまでにまた資源エネ庁を呼んでお話しするという予定はあるのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも現時点で原子力規制委員会の会合の場に資源エネルギー庁の方に来ていただく予定はございません。

○記者 あともう一つなのですが、世界で長く運転している原発を見ると、53年運転したインドなどの原発が最長だったのですけれども。世界はその延長の流れですけれども60年を超えた原発が海外に、日本にもないということに関しては、どのような背景があると思うのでしょうか。

○山中委員長 私の知る限りでは、米国で何か60年超の原子力発電所が実際に動いているという、そういう認識でございます。

○記者 IAEA（国際原子力機関）の資料を見ると、53年が今最長なのですけど。

○金城原子力規制企画課長 事務方から補足させていただきますと、今、40年以上運転している原子力発電所ということでまとめられている資料を見ますと、2022年1月現在ですけれども、今御指摘のように52年、運転しているのはインドの原子炉が二つと、アメリカの原子炉が一つでスイスの原子炉が一つといった取りまとめた資料がございます。

○記者 そういう中で60年を超える原発を日本も動かしていくことになることに規制側としての意気込みを改めてお願いします。

○山中委員長 少なくとも、その規制基準に合格した原子炉が出てくれば運転を認めることになりかと思えますけれども。これからどういうその原子炉がどういう申請を出してくるか次第ですし、これからルールづくりをしていきますので、特に安全規制が緩む

ことはないと確信を持っております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ヨコタさん。

○記者 フリーの記者のヨコタはじめですけども、根本的なところがちょっとまだ理解できていないのでお伺いしたいのですが、10月12日のマサノ記者とのやり取りで、2年前の見解というところに、推進側が決めるということは入っていないと。それに対して、マサノ記者が質問したのに対して、そんなことはないのだと否定されているのですが、その根拠が示されていないことと、2年前の見解の中に、要は事業者側のリクエストを拒絶したと、運転停止期間も除外してもいいのではないかとという提案を拒否したという内容があるとマサノ記者が質問して、これまさに事業者側が決めるんじゃないかと推進側がだけが決めるんじゃないかと、規制委員会もちゃんと意見言っているじゃないかという矛盾を感じるのですが、これはどう理解すればよろしいでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、2年前の7月の原子力規制委員会で、議事録を見ていただければはっきり分かると思うのですが。運転期間については、利用政策側が判断することであって我々は意見を述べる立場にはないという、そういう決議がされているというのが議事録に載っていると思います。

それからもう一つお話がありました、いわゆる運転期間について何か判断するのではなくて、運転期間を延長してほしいという事業者の要求に対して止まっている期間にも物理的な性質というのは変化している可能性がありますよねと。例えば炉を運転していることによって起こるような性質の変化というのは起こらないけども、当然止まっている期間にも変化が起こるような性質もありますよねという、そういうことも決議として行っておりますので、その二つ両方とも同じ委員会で議論して、議決をしております。

○記者 何か解釈が食い違う要素ってあるのでしょうか。今のお話を聞くと解釈が割れる余地はないというお答えなのですけど。何かそういう要素はないのですか。

○山中委員長 少なくとも全く、決議内容としては違う内容だと私は理解していますけども、運転期間については我々何も申し上げる立場にはない。止まっている期間はその運転期間に上乘せしてほしいという事業者の要求に対しては止まっている期間にも我々、科学的、技術的に見たら変化する物理的な性質もあるでしょうという、そういう見解でございますので、何か運転期間を延ばすとか短くするとかということを委員会の中で決めたわけではございませんので。

○記者 でも、でも今おっしゃったことはまさに今経産省がやろうとしていることが問題が多いと、非科学的だと、リスクを増す内容を含んでいるという指摘になると思うのですが、それはもうそれであればもう正々堂々と主張しちゃってもいいんじゃないでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、その運転期間についてどういうふうな定め方をされようが、

我々はそのカレンダーイヤーで物の性質をきちんと判断して認可するかしないかを規制で決めていくということでございますので、それは運転期間の決め方でございますので我々は物を申す立場ではないというのは、見解としてはこれまでと変わりません。

○司会 ササキさん手を挙げていらっしゃいますが、追加の御質問に関する御質問でいらっしゃいますか。ではササキさんで終わりにいたします。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

1点だけ、先ほどのやり取りで小委員会の三つの案で維持、撤廃、除外、三案どれであっても、炉規法を改正するののかという質問で、そのとおりです、というふうにお答えになったかと思うのですけれども。これまでだと運転期間が変わらない場合は、今検討している改正というのを行わないということだったかと思うのですけれども、もう一度確認させてください。

○山中委員長 なんらアクションが起きなければ我々反応することはないということで、少なくとも炉規法の運転期間について資源エネルギー庁が何か変更を加えるという提案がなされなければ我々何もアクション起こしません。

○記者 三案の中で維持ということが選ばれた場合については、今検討中の改正を行わないということですね。

○山中委員長 例えば40年、60年変わらないとしても、例えばその条項を法律の中に移動するということになれば、これ炉規法に影響及ぼしますので、当然我々は対策を考えないといけないということでリアクションは当然させていただきます。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 では、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—